

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
二	議定書の主要な内容	一
三	議定書の実施のための国内措置	二

一 概説

1 議定書の成立経緯

政府は、平成十八年（二千六年）五月一日付けの日米安全保障協議委員会文書「再編の実施のための日米ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）に示された在日米軍再編計画が平成二十四年（二千十二年）四月二十七日付けの日米安全保障協議委員会共同発表（以下「共同発表」という。）により調整されたこと等を踏まえ、平成二十一年（二千九年）二月に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）を改正するため、平成二十五年（二千十三年）四月以来、アメリカ合衆国政府との間で交渉を行ってきた。その結果、議定書の案文について最終的な合意をみるに至ったので、同年十月三日に東京において、日本側岸田外務大臣及び小野寺防衛大臣とアメリカ合衆国側ケリー国務長官及びヘーゲル国防長官との間でこの議定書の署名が行われた。

2 議定書締結の意義

この議定書の締結は、共同発表による在日米軍再編計画の調整等を踏まえ、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転（以下「移転」という。）の実施を確実なものとするものであり、これにより、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄の負担軽減が図られることが期待される。

二 議定書の主要内容

この議定書は、前文、本文九箇条及び末文から成り、その主要内容は、次のとおりである。

1 協定の前文について、ロードマップの一部内容を記載した第五段落から第九段落までを削除し、共同発表による在日米軍再編計画の調整等を反映した新たな六段落（第三海兵機動展開部隊の要員の沖縄からグアムへの移転及びその結果生ずる嘉手納飛行場以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すこと等）を加えることについて定める（第一条）。

2 協定第一条について「第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人」を「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族」に改めることについて定める（第二条）。

3 協定第二条について、「グアムにおける施設及び基盤」を「グアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤」に改めること

について定める（第三条）。

4 協定第三条を削除することについて定める（第四条）。

5 協定第四条について、「グアムにおける施設及び基盤」を「グアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤」に改め、当該施設には、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場を含めることができる旨の規定を加えることについて定める（第五条）。

6 協定第四条を第三条とし、新たな第四条として、アメリカ合衆国政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場（その整備に対して日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子が拠出されたものを含む。）を使用するための日本国政府による要請を、合理的なアクセスを認める意図をもって好意的に考慮することについて定める（第六条）。

7 協定第九条2を改め、協定第二条に規定するアメリカ合衆国の措置は、移転のための資金（(1)アメリカ合衆国の資金及び(2)第一条1に規定する日本国が提供した資金を含むことができる。）が利用可能であることを条件とすることについて定める（第七条）。

8 この議定書の効力が生ずる日前又は以後に日本国政府が提供した資金、当該資金から生じた利子及び当該資金が拠出された事業について、この議定書による改正後の協定を適用することが確認されることについて定める（第八条）。

9 この議定書の効力発生について定める（第九条）。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書を実施するためには新たな立法措置は必要としないが、日本国政府としてアメリカ合衆国政府に対して資金の提供を行う義務を引き続き負うため、予算措置を必要とする。